

岩手県告示第277号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成24年岩手県告示第422号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）実施した地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡軽米町及び九戸郡洋野町
- （2）実施した期間 平成24年6月28日から平成25年3月15日まで
- （3）実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2（1）実施した地域 宮古市
- （2）実施した期間 平成24年6月28日から平成25年3月15日まで
- （3）実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点付属金属標取付観測）